

改正案	現行
<p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第四条の五 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 法第二十八条第三項（法第六十条の二第四項及び第七十八条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 法第三十条の七第三項</p> <p>三 法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第三項及び第七十六条第一項</p> <p>四 法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十条第三項及び第三百十二条第一項</p> <p>五 法第四十四条の二第三項（法第七十七条第六項において準</p>	<p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第四条の五 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 法第二十八条第三項（法第六十条の二第四項及び第七十八条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 法第三十条の七第三項</p> <p>三 法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第三項及び第七十六条第一項</p> <p>四 法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十条第三項及び第三百十二条第一項</p> <p>五 法第四十四条の二第三項（法第七十七条第六項において準</p>

用する場合を含む。)において準用する会社法第三百十條第三項

六 法第四十九條第一項において準用する会社法第三百十二條第一項

七 法第六十一條の二第三項

八 法第六十一條の八第二項において準用する会社法第七百二十一條第四項、第七百二十五條第三項、第七百二十七條第一項及び第七百三十九條第二項

九 法第七十四條第三項において準用する会社法第七十四條第三項

十 法第七十四條第三項(法第七十七條第六項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第七十六條第一項

十一 法第九十三條第三項

十二 法第九十六條の九の四第三項(法第九十六條の九の九において準用する場合を含む。)

十三 法第八十四條において準用する会社法第五百五十五條第三項及び第五百五十七條第一項

十四 法第二百十二條第四項において準用する会社法第五百五十五條第三項及び第五百五十七條第一項

十五 法第二百十三條において準用する会社法第八百二十二條第三項において準用する同法第五百五十五條第三項及び第五

用する場合を含む。)において準用する会社法第三百十條第三項

六 法第四十九條第一項において準用する会社法第三百十二條第一項

七 法第六十一條の二第三項

八 法第六十一條の八第二項において準用する会社法第七百二十一條第四項、第七百二十五條第三項、第七百二十七條第一項及び第七百三十九條第二項

九 法第七十四條第三項において準用する会社法第七十四條第三項

十 法第七十四條第三項(法第七十七條第六項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第七十六條第一項

十一 法第九十三條第三項

(新設)

十二 法第八十四條において準用する会社法第五百五十五條第三項及び第五百五十七條第一項

十三 法第二百十二條第四項において準用する会社法第五百五十五條第三項及び第五百五十七條第一項

十四 法第二百十三條において準用する会社法第八百二十二條第三項において準用する同法第五百五十五條第三項及び第五

百五十七条第一項

十六 法第二百三十五条第四項において準用する会社法第五百五十五条第三項及び第五百五十七条第一項

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(削る)

百五十七条第一項

十五 法第二百三十五条第四項において準用する会社法第五百五十五条第三項及び第五百五十七条第一項

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(社員又は総代の権利の行使に関する利益の供与等について準用する会社法の規定の読替え)

第五条 法第三十三條の二第二項の規定において同条第一項の場合について会社法第二百二十條第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十條第二項	株主	社員又は総代

2 法第三十三條の二第二項の規定において同項において準用す

る会社法第二百二十条第三項の利益の返還を求める訴えについて同法第八百五十一条第一項（第一号を除く。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百五十一条第一項第二号	若しくはその完全親会社の株式を取得したとき	の社員となつたとき
第八百五十一条第三項	株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社	相互会社又は合併後存続する相互会社

（特定相互会社）

第五条 法第三十八条第一項に規定する政令で定めるものは、社員総数が五万名以下の相互会社とする。

（特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数）

第五条の二 法第三十八条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の三に相当する数又は百五十名のうちいずれか

（特定相互会社）

第五条の二 法第三十八条第一項に規定する政令で定めるものは、社員総数が五万名以下の相互会社とする。

（特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数）

第五条の三 法第三十八条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の三に相当する数又は百五十名のうちいずれか

少ない数とする。

(社員総会招集請求権について準用する会社法の規定の読替え)

第五条の三 法第三十八条第三項の規定において同条第二項の場合について会社法第八百六十八条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六十八条第一項	本店	主たる事務所

(特定相互会社の提案権に係る人数)

第五条の四 法第三十九条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の一に相当する数又は五十名のうちいずれか少ない数とする。

(相互会社の社員総会について準用する会社法の規定の読替え)

第五条の五 法第四十一条第一項の規定において相互会社の社員

少ない数とする。

(社員総会招集請求権について準用する会社法の規定の読替え)

第五条の四 法第三十八条第三項の規定において同条第二項の場合について会社法第八百六十八条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六十八条第一項	本店	主たる事務所

(特定相互会社の提案権に係る人数)

第五条の五 法第三十九条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の一に相当する数又は五十名のうちいずれか少ない数とする。

(相互会社の社員総会について準用する会社法の規定の読替え)

第五条の六 法第四十一条第一項の規定において相互会社の社員

総会について会社法第三百十九条第五項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十九条第五項	定時株主総会	定時社員総会

(相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五条の六 法第四十一条第二項の規定において相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五条第一項及び第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十五条第一項	本店	主たる事務所
(削る)	(削る)	(削る)

総会について会社法第三百十九条第五項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十九条第五項	定時株主総会	定時社員総会

(相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五条の七 法第四十一条第二項の規定において相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十五条第一項	本店	主たる事務所
第八百三十六	株主又は設立時株	社員

		第九百三十七 条第一項（第 一号トに係る 部分に限る。 ）	
支店	本店	第九百三十条第二項 各号	主たる事務所
		第三項において準用 する第九百三十条第 二項各号	従たる事務所

（議決権の代理行使について準用する会社法の規定の読替え）
 第五条の七 法第四十四条の二第三項の規定において同条第一項
 の場合について会社法第三百十条第六項及び第七項の規定を準
 用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の
 表のとおりとする。

読み替える会	読み替えられる字句	読み替える字句
--------	-----------	---------

		第九百三十七 条第一項（第 一号トに係る 部分に限る。 ）	条第一項
支店	本店	第九百三十条第二項 各号	主 株主が取締役、監査 役、執行役若しくは 清算人であるとき、 又は当該設立時株主 が設立時取締役若し くは設立時監査役
		第三項において準用 する第九百三十条第 二項各号	社員が取締役、監査 役、執行役又は清算 人

（議決権の代理行使について準用する会社法の規定の読替え）
 第五条の八 法第四十四条の二第三項の規定において同条第一項
 の場合について会社法第三百十条第三項、第四項、第六項及び
 第七項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術
 的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会	読み替えられる字句	読み替える字句
--------	-----------	---------

	社法の規定	(削る)	(削る)	(削る)
第三十條第 六項	本店			
第三十條第 七項	営業時間			
		主たる事務所		
			事業時間	

(総代会招集請求権について準用する会社法の規定の読替え)

第五条の八 法第四十五條第三項の規定において同條第二項の場合について会社法第八百六十八條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六十八條第一項	本店	主たる事務所

(総代会検査役選任請求権について準用する会社法の規定の読

	社法の規定	第三百十條第三項及び第四項	株主	総代
第三百十條第 六項	本店			
第三百十條第 七項	営業時間			
		主たる事務所		
			事業時間	

(総代会招集請求権について準用する会社法の規定の読替え)

第五条の九 法第四十五條第三項の規定において同條第二項の場合について会社法第八百六十八條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六十八條第一項	本店	主たる事務所

(総代会検査役選任請求権について準用する会社法の規定の読

替え)

第五條の九 法第四十七條第三項の規定において同條第一項及び第二項の場合について会社法第八百六十八條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第八百六十八條第一項	読み替えられる字句 本店	読み替える字句 主たる事務所
---------------------------	-----------------	-------------------

(相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五條の十 法第四十九條第二項の規定において相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五條第一項及び第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第八百三十五	読み替えられる字句 本店	読み替える字句 主たる事務所
-----------------------	-----------------	-------------------

替え)

第五條の十 法第四十七條第三項の規定において同條第一項及び第二項の場合について会社法第八百六十八條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第八百六十八條第一項	読み替えられる字句 本店	読み替える字句 主たる事務所
---------------------------	-----------------	-------------------

(相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五條の十一 法第四十九條第二項の規定において相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第八百三十五	読み替えられる字句 本店	読み替える字句 主たる事務所
-----------------------	-----------------	-------------------

第九百三十七 条第一項（第 一号に係る 部分に限る。 ）				条第一項 （削る）	
支店	各号	本店	主たる事務所	（削る）	（削る）
従たる事務所	二項各号	第九百三十条第二項	保険業法第六十四条 第三項において準用 する第九百三十条第 二項各号	（削る）	（削る）

（総代会設置特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数）
 第五条の十一 法第五十条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の五に相当する数又は二百五十名のうちいずれか少ない数とする。

第九百三十七 条第一項（第 一号に係る 部分に限る。 ）				条第一項 第八百三十六 条第一項	
支店	各号	本店	主たる事務所	株主又は設立時株主 株主が取締役、監査 役、執行役若しくは 清算人であるとき、 又は当該設立時株主 が設立時取締役若し くは設立時監査役	社員 社員が取締役、監査 役、執行役又は清算 人
従たる事務所	二項各号	第九百三十条第二項	保険業法第六十四条 第三項において準用 する第九百三十条第 二項各号		

（総代会設置特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数）
 第五条の十二 法第五十条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の五に相当する数又は二百五十名のうちいずれか少ない数とする。

(削る)

(社債管理者について準用する会社法の規定の読替え)
第九条の二 法第六十一条の七第八項の規定において社債管理者について会社法第七百九条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百九条第二項	第七百五条第一項	保険業法第六十一条の七第一項

(削る)

(相互会社が社債を発行する場合について準用する会社法の規定の読替え)
第九条の三 法第六十一条の八第二項の規定において相互会社が社債を発行する場合について会社法第七百十六条、第七百二十四条第二項、第七百二十九条第一項、第七百三十三条、第七百四十条第二項及び第七百四十一条第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百十六条	この法律	保険業法
第七百二十四	第七百六条第一項各	保険業法第六十一条

第九條の二 法第六十一條の九に規定する政令で定める法令は、

(相互会社の社債発行に関する法令の適用)

第九條の四 法第六十一條の九に規定する政令で定める法令は、

(相互会社の社債発行に関する法令の適用)

第七百二十四条第二項第二号	第七百三十六條第一項、第七百三十七條第一項ただし書及び第七百三十八條並びに保險業法第六十一條の七第四項	第七百三十七條	第七百三十八條	第七百三十九條第一項	第七百三十七條	第七百三十六條第一項、第七百三十七條第一項ただし書及び第七百三十八條並びに保險業法第六十一條の七第四項	第七百三十七條	第七百三十八條	第七百三十九條	第七百三十七條	第七百三十六條第一項、第七百三十七條第一項ただし書及び第七百三十八條並びに保險業法第六十一條の七第四項
第七百三十三條第一号	第六百七十六條	第七百三十三條	第六百七十六條	第七百三十三條	第六百七十六條	第七百三十三條	第六百七十六條	第七百三十三條	第六百七十六條	第七百三十三條	第六百七十六條
第七百四十條第二項	第七百二十二條	第七百四十條	第七百二十二條	第七百四十條	第七百二十二條	第七百四十條	第七百二十二條	第七百四十條	第七百二十二條	第七百四十條	第七百二十二條
第七百四十一條第三項	第七百五十五條第一項	第七百四十一條	第七百五十五條第一項	第七百四十一條	第七百五十五條第一項	第七百四十一條	第七百五十五條第一項	第七百四十一條	第七百五十五條第一項	第七百四十一條	第七百五十五條第一項

担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）並びに企業担保法（昭和三十三年法律第六号）及び企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）とし、法第六十一条に規定する社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社又はその名称、主たる事務所若しくは社員は、それぞれ会社法第二編の規定に規定する株式会社又はその商号、本店若しくは株主とみなす。この場合において、企業担保法第四条第一項中「株式会社登記簿」とあるのは、「相互会社登記簿」とする。

（相互会社の解散の命令について準用する会社法の規定の読替え）

第九条の三 法第六十三条の二の規定において相互会社の解散の命令について会社法第八百二十四条第一項第三号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十四条第一項第三号	業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員	業務執行取締役（ <u>保</u> 険業法第五十一条の二第一号に規定する

担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）並びに企業担保法（昭和三十三年法律第六号）及び企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）とし、法第六十一条に規定する社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社又はその名称、主たる事務所若しくは社員は、それぞれ会社法第二編の規定に規定する株式会社又はその商号、本店若しくは株主とみなす。この場合において、企業担保法第四条第一項中「株式会社登記簿」とあるのは、「相互会社登記簿」とする。

（相互会社の解散の命令について準用する会社法の規定の読替え）

第九条の五 法第六十三条の二の規定において相互会社の解散の命令について会社法第八百二十四条第一項第三号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十四条第一項第三号	業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員	業務執行取締役（ <u>保</u> 険業法第五十三条の二第二項に規定する

	業務執行取締役をいう。又は執行役員。

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十条の二 法第六十七条の規定において相互会社に関する登記について商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の規定を準用する場合には、同法(第十二条の二第五項、第二十七条、第三十三条第一項及び第二項並びに第四十八条から第五十三条までを除く。)の規定中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第五項	営業所(会社にあつては、本店)	主たる事務所
第二十七条	商号の登記は	名称の登記は

	業務執行取締役をいう。又は執行役員。

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十条の二 法第六十七条の規定において相互会社に関する登記について商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の規定を準用する場合には、同法(第十二条の二第五項、第二十七条、第三十三条第一項及び第二項並びに第四十八条から第五十三条までを除く。)の規定中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第五項	営業所(会社にあつては、本店)	主たる事務所
第二十七条	商号の登記は	名称の登記は

第三十三条第一項	商号 営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	主たる事務所	第三十一条第一項	商法第十七条第二項前段及び会社法第十二条第二項前段	主たる事務所	商号又は名称と	商号が	営業所の登記に	営業所の	商号又は名称の登記に	商号又は名称と	商号が

第三十三条第一項	商号 営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	主たる事務所	第三十一条第一項	商法第十七条第二項前段及び会社法第十二条第二項前段	主たる事務所	商号又は名称と	商号が	営業所の登記に	営業所の	商号又は名称の登記に	商号又は名称と	商号が

第三十三條第 二項	第四十六條第 一項	第四十六條第 四項	第四十六條第 五項	第四十七條第 前項	保險業法第六十四條
營業所の 商号	株主全員若しくは種 類株主全員	監査等委員会設置会 社	指名委員会等設置会 社	主たる事務所の 名称	主たる事務所の 名称
主たる事務所	社員全員（総代会を 設けているときは、 総代全員）	監査等委員会設置会 社（保険業法第二十 条の十第二項に規定 する監査等委員会設 置会社をいう。第五 十四条第一項におい て同じ。）	指名委員会等設置会 社（保険業法第二十 条の十第九項に規定 する指名委員会等設 置会社をいう。第五 十四条第一項におい て同じ。）	主たる事務所	主たる事務所

第三十三條第 二項	第四十六條第 一項	(新設)	(新設)	第四十七條第 前項	保險業法第六十四條
營業所の 商号	株主全員若しくは種 類株主全員	(新設)	(新設)	主たる事務所の 名称	主たる事務所の 名称
主たる事務所	社員全員（総代会を 設けているときは、 総代全員）	(新設)	(新設)	主たる事務所	主たる事務所

第百四十八条	第五十五条第一項	この法律の	この法律に	同法の	監査等委員	第三項	第四十八条第二項	第五十四条第一項	第五十四条第二項第三号	第一項	第二項	
						会社法第九百三十条	会社法第九百三十条第二項各号	監査等委員	会社法第九百三十条	会社法第九百三十条第二項各号	会社法第九百三十条第二項各号	会社法第九百三十条第二項各号

第百四十八条	第五十五条第一項	この法律の	この法律に	同法の	(新設)	第三項	第四十八条第二項	第五十四条第二項第三号	第五十四条第二項第三号	第一項	第二項	
						会社法第九百三十条	会社法第九百三十条第二項各号	(新設)	会社法第九百三十条	会社法第九百三十条第二項各号	会社法第九百三十条第二項各号	会社法第九百三十条第二項各号

2 法第六十七条の規定において相互会社に関する登記について商業登記法第十五条の規定を準用する場合における同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	第十七条第三項		第二十四条第一号	第二十四条第十二号及び第十三号	第四十八条第一項			第二項	読み替えられる字句	読み替える字句
	会社	支店			営業所	本店	支店			
読み替える字句	相互会社		事務所	名称	主たる事務所			従たる事務所	読み替える字句	読み替える字句
	従たる事務所	従たる事務所			従たる事務所	従たる事務所	従たる事務所			

2 法第六十七条の規定において相互会社に関する登記について商業登記法第十五条の規定を準用する場合における同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	第十七条第三項		第二十四条第一号	第二十四条第十二号及び第十三号	第四十八条第一項			第二項	読み替えられる字句	読み替える字句
	会社	支店			営業所	本店	支店			
読み替える字句	相互会社		事務所	名称	主たる事務所			従たる事務所	読み替える字句	読み替える字句
	従たる事務所	従たる事務所			従たる事務所	従たる事務所	従たる事務所			

第八十二条第 二項	本店	前項	本店又は主たる事務 所	第八十二条第 三項	本店	第一項	第八十条又は前条	本店又は主たる事務 所	第八十三条第 一項	本店	第二十四条各号	本店又は主たる事務 所	第八十三条第 二項	本店	前項	本店又は主たる事務 所

第八十二条第 二項	本店	前項	本店又は主たる事務 所	第八十二条第 三項	本店	第一項	第八十条又は前条	本店又は主たる事務 所	第八十三条第 一項	本店	第二十四条各号	本店又は主たる事務 所	第八十三条第 二項	本店	前項	本店又は主たる事務 所

第三百三十四条 第一項第一号	第五号	第五号（これらの規定を保険業法第六十七条において準用する場合を含む。）
-------------------	-----	-------------------------------------

（保険契約者総代会について準用する法等の規定の読替え）
 第十一条の四 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第四十四条の二第一項並びに第七十四条第一項から第四項まで及び第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十四条の二第一項	定款 相互会社	第七十七条第一項の決議 組織変更をする株式会社
第七十四条第一項及び第二項	保険契約者	総代
第七十四条第三項	規定中「発起人」と	において

第三百三十四条 第一項第一号	第五号	第五号（これらの規定を保険業法第六十七条において準用する場合を含む。）
-------------------	-----	-------------------------------------

（保険契約者総代会について準用する法等の規定の読替え）
 第十一条の四 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第四十四条の二第一項並びに第七十四条第一項から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十四条の二第一項	定款 相互会社	第七十七条第一項の決議 組織変更をする株式会社
第七十四条第一項及び第二項	保険契約者	総代
第七十四条第三項	これらの規定	これらの規定（同法第七十五条第三項及

読み替える会社法の規定	第三百十條第三項及び第四項		読み替えられる字句	読み替える字句
	株式会社	株式会社		
読み替える会社法の規定	第三百十條第六項		読み替えられる字句	読み替える字句
	株式会社	株式会社		
<p>のとおりとする。</p>				

読み替える会社法の規定	第三百十條第三項及び第四項		読み替えられる字句	読み替える字句
	株式会社	株式会社		
読み替える会社法の規定	第三百十條第六項		読み替えられる字句	読み替える字句
	株式会社	株式会社		
<p>りとする。</p>				

第三百十條第七項	株式会社の営業時間	組織変更をする株式会社の営業時間（組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の事業時間）
	株式会社	組織変更をする株式会社
第三百十條第八項	株式会社	組織変更をする株式会社

3 法第七十七條第六項の規定において保険契約者総代会について法第七十四條第三項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十七條	発起人	組織変更をする株式会社
	設立時株主	総代
第六十八條第一項	発起人	組織変更をする株式会社
	二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた	二週間

第三百十條第七項	株式会社の営業時間	組織変更をする株式会社の営業時間（組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の事業時間）
	(新設)	(新設)

3 法第七十七條第六項の規定において保険契約者総代会について法第七十四條第三項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十八條第一項	二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合にあつては、一週間（当該設立しよう	二週間

第七十条並びに第七十一条に第七十一条第一項及び第二項	第六十八条第三項			<p>ときを除き、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合にあつては、一週間（当該設立しようとする株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）</p>
	設立時株主	発起人	設立時株主	
	発起人	設立時株主	発起人	
	設立時株主	発起人	設立時株主	
創立総会参考書類	総代	組織変更をする株式	総代	<p>とする株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）</p>
設立時株主	総代	組織変更をする株式		
発起人	組織変更をする株式	発起人		
設立時株主	発起人	設立時株主		
創立総会参考書類	保険契約者総代会参考書類	総代	組織変更をする株式	総代

第七十条並びに第七十一条に第七十一条第一項及び第二項	創立総会参考書類	<p>とする株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）</p>
	保険契約者総代会参考書類	

第七十六條第 二項	第七十六條第 一項	第七十六條第 一項	設立時株主	発起人	発起人が定めた時 間	第七十五條第 四項	設立時株主	所	会社の本店（組織変 更後にあつては、組 織変更後相互会社の 主たる事務所。同条 第四項において同じ 。）
	設立時株主								

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	発起人が定めた時 間	第七十五條第 四項	設立時株主	所	会社の本店（組織変 更後にあつては、組 織変更後相互会社の 主たる事務所。同条 第四項において同じ 。）

第七十六条第 三項	設立時株主	会社	総代	会社
第七十六条第 四項	発起人	組織変更をする株式 会社	の本店	の本店
第七十六条第 五項	設立時株主	保険契約者	組織変更をする株式 会社の営業時間	組織変更をする株式 会社
第七十八条	発起人	組織変更をする株式 会社	総代から	総代から
	設立時株主から	保険契約者の		
第八十一条第 二項	発起人（株式会社）の 成立後にあつては、 当該株式会社。次条 第二項において同じ 。	組織変更をする株式 会社（組織変更後 あつては、組織変更 後相互会社		組織変更をする株式 会社の本店（組織変 更後にあつては、組 織変更をする株式 会社の本店（組織変 更後にあつては、組 織変更をする株式 会社の本店。同

(新設)	(新設)	(新設)		
第七十六条第 四項	が定めた場所	の本店		
第七十六条第 五項	設立時株主	保険契約者	組織変更をする株式 会社の営業時間	組織変更をする株式 会社
第七十八条	発起人	組織変更をする株式 会社	総代から	総代から
	設立時株主から	保険契約者の		
第八十一条第 二項	株式会社）の成立後 あつては、当該株式 会社。次条第二項に おいて同じ。	組織変更後あつて は、組織変更後相互 会社		の本店（組織変更後 あつては、組織変 更後相互会社の主た

第八百三十一 条第一項第一 号及び第二号	第八百三十一 条第二項	第八百三十六 条第一項	店。同条第二項にお いて同じ。	組織変更後相互会社の 主たる事務所	第八十一条第 三項	設立時株主（株式会 社の成立後にあつて は、その株主及び債 権者。次条第三項に おいて同じ。	発起人が定めた時間 （株式会社の成立後 にあつては、その営 業時間。同項におい て同じ。	定款	定款	保険業法第七十七条 第一項の決議	組織変更をする株式 会社の営業時間（組 織変更後にあつては 、組織変更後相互会 社の事業時間	債権者	組織変更後相互会社 の社員及び 債権者
			同項	前項									
			株主又は設立時株 主	総代									
			株主が取締役、監査	総代が取締役、監査									

第八百三十一 条第一項第一 号及び第二号	第八百三十一 条第二項	第八百三十六 条第一項	条第二項において同 じ。	る事務所	第八十一条第 三項	設立時株主（株式会 社の成立後にあつて は、その株主及び債 権者。次条第三項に おいて同じ。	発起人が定めた時間 （株式会社の成立後 にあつては、その営 業時間。同項におい て同じ。	定款	定款	保険業法第七十七条 第一項の決議	組織変更をする株式 会社の営業時間（組 織変更後にあつては 、組織変更後相互会 社の事業時間	債権者	組織変更後相互会社 の社員及び 債権者
			同項	前項									
			株主又は設立時株 主	総代									
			株主が取締役、監査	総代が取締役、監査									

	第九百三十七 条第一項（第 一号トに係る 部分に限る。 ）	本店	第九百三十条第二項 各号	役、執行役若しくは 清算人であるとき、 又は当該設立時株主 が設立時取締役若し くは設立時監査役
支店		主たる事務所	保険業法第六十四条 第三項において準用 する第九百三十条第 二項各号	役、執行役又は清算 人
		従たる事務所		

（組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合につ
いて準用する商業登記法等の規定の読替え）
第十二条の五 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変
更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について商業
登記法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。
）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替え
は、次の表のとおりとする。

読み替える商 業登記法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
------------------	-----------	---------

	第九百三十七 条第一項（第 一号トに係る 部分に限る。 ）	本店	第九百三十条第二項 各号	役、執行役若しくは 清算人であるとき、 又は当該設立時株主 が設立時取締役若し くは設立時監査役
支店		主たる事務所	保険業法第六十四条 第三項において準用 する第九百三十条第 二項各号	役、執行役又は清算 人
		従たる事務所		

（組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合につ
いて準用する商業登記法等の規定の読替え）
第十二条の五 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変
更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について商業
登記法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。
）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替え
は、次の表のとおりとする。

読み替える商 業登記法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
------------------	-----------	---------

第八十九条第 四号	第八十九条第 三号	第八十九条第 二号	定
会社法第四百四十五 条第五項	会社法第七百九十九 条第二項	同条第三項	会社法第七百九十六 条第一項本文又は第 二項本文
準用する会社法第四 の五第三項において 準用する会社法第九十六 条の五第三項において 準用する会社法第七 百九十九条第三項	準用する会社法第七 百九十九条第二項	準用する会社法第七 百九十六条第三項	保険業法第九十六 条の五第三項において 準用する会社法第七 百九十六条第一項本 文又は第二項本文

(新設)	第八十九条第 三号	第八十九条第 二号	定
(新設)	同条第三項	同条第三項	会社法第七百九十六 条第一項本文又は第 二項本文
(新設)	準用する会社法第七 百九十九条第三項	準用する会社法第七 百九十九条第二項	準用する会社法第七 百九十六条第一項本 文又は第二項本文

百四十五条第五項

2 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合について会社法第九百二十五条（第二号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百二十五条（第二号及び第四号を除く。）	読み替えられる字句 株式会社が株式移転をする	読み替える字句 組織変更をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社が組織変更株式移転をする
第九百二十五条第一号	第八百四条第一項の株主総会	保険業法第九十六条の九第五項において準用する第八百四条第一項の株主総会又は同法第八十六条第一項の社員総会（総代会を設けていると

百四十五条第五項

2 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合について会社法第九百二十五条（第二号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百二十五条（第二号及び第四号を除く。）	読み替えられる字句 株式会社が株式移転をする	読み替える字句 組織変更をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社が組織変更株式移転をする
第九百二十五条第一号	第八百四条第一項の株主総会	保険業法第九十六条の九第五項において準用する第八百四条第一項の株主総会又は同法第八十六条第一項の社員総会（総代会を設けていると

第九百二十五条第三号	第八百六条第三項	第九百二十五条第五号	第八百十條	第九百二十五条第六号	二以上の株式会社が共同して株式移転	二以上の株式移転をする株式会社	きは、総代会)	保険業法第九十六条の九第五項において準用する第八百六条第三項	保険業法第八十八条の規定による手続が終了した日又は同法第九十六条の九第五項において準用する第八百十條(第一項第一号及び第二号を除く。)	二以上の組織変更をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社が共同して組織変更株式移転	二以上の組織変更株式移転をする相互会社
------------	----------	------------	-------	------------	-------------------	-----------------	---------	--------------------------------	---	--	---------------------

第九百二十五条第三号	第八百六条第三項	第九百二十五条第五号	第八百十條	第九百二十五条第六号	二以上の株式会社が共同して株式移転	二以上の株式移転をする株式会社	きは、総代会)	保険業法第九十六条の九第五項において準用する第八百六条第三項	保険業法第八十八条の規定による手続が終了した日又は同法第九十六条の九第五項において準用する第八百十條(第一項第一号及び第二号を除く。)	二以上の組織変更株式移転	二以上の組織変更株式移転をする相互会社
------------	----------	------------	-------	------------	-------------------	-----------------	---------	--------------------------------	---	--------------	---------------------

第九十条第五号	株式移転をする株式会社（以下「株式移転完全子会社」という。）	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株	第九十条第四号	読み替える商業登記法の規定	<p>3 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合について商業登記法第九十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	社又は同法第九十六条の九第一項第九号の株式会社
			前条第四号に掲げる	読み替えられる字句		
			資本金の額が保険業法第九十六条の九第五項において準用する会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する	読み替える字句		

第九十条第五号	株式移転をする株式会社（以下「株式移転完全子会社」という。）	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株	(新設)	読み替える商業登記法の規定	<p>3 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合について商業登記法第九十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	社又は同法第九十六条の九第一項第九号の株式会社
			(新設)	読み替えられる字句		
			(新設)	読み替える字句		

第九十条第七号		第九十条第六号	
株式移転完全子会社	会社法第八百四条第一項及び第三項	株式移転完全子会社	株式移転完全子会社の本店
組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百四条第一項及び第三項	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社	組織変更株式移転をする相互会社又は同法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の主たる事務所又は本店
			株式会社

第九十条第七号		第九十条第六号	
株式移転完全子会社	会社法第八百四条第一項及び第三項	株式移転完全子会社	株式移転完全子会社の本店
組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百四条第一項及び第三項	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社	組織変更株式移転をする相互会社又は同法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の主たる事務所又は本店
			株式会社

第九十条第八号及び第九号	株式会社	同条第三項	会社法第八百十条第二項	九第一項第九号の株式会社
			同法第八十八条第二項の規定による公告又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十条第二項	同法第八十八条第二項の規定による公告又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十条第二項
	株式会社		同法第九十六条の九第一項第九号の株式会社	

（組織変更の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第十二条の八 法第九十六条の十六第四項の規定において組織変更の無効の訴えについて会社法第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を準用する場合における部分に限る。）

第九十条第八号及び第九号	株式会社	同条第三項	会社法第八百十条第二項	九第一項第九号の株式会社
			同法第八十八条第二項の規定による公告又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十条第二項	同法第八十八条第二項の規定による公告又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十条第二項
	株式会社		同法第九十六条の九第一項第九号の株式会社	

（組織変更の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第十二条の八 法第九十六条の十六第四項の規定において組織変更の無効の訴えについて会社法第八百三十六條第一項並びに第九百三十七條第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項

るこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

第九百三十七 条第三項（第				読み替える会 社法の規定 （削る）
本店				読み替えられる字句 （削る）
所 本店及び主たる事務				読み替える字句 （削る）

の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

第九百三十七 条第三項（第				読み替える会 社法の規定 第八百三十六 条第一項
本店	あるとき	株主が取締役、監査 役、執行役若しくは 清算人であるとき、 又は当該設立時株主 が設立時取締役若し くは設立時監査役で あるとき	株主又は設立時株主 に対し	読み替えられる字句 会社の組織に関する 訴えであつて、株主 又は設立時株主が提 起することができる もの
所 本店及び主たる事務		清算人であるとき	社員であつた者若し くは株主であつた者 又は株主に対し	読み替える字句 組織変更の無効の訴 え

	第九百三十七 条第四項	第九百三十条第二項 各号	第九百三十条第二項 各号（保険業法第六 十四条第三項におい て準用する場合を含 む。）
	支店		
所	支店及び従たる事務		

(削る)

	第九百三十七 条第四項	第九百三十条第二項 各号	第九百三十条第二項 各号（保険業法第六 十四条第三項におい て準用する場合を含 む。）
	支店		
所	支店及び従たる事務		

(清算人について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条の三 法第八十条の八第四項の規定において清算人につ
いて会社法第三百五十三条から第三百五十五条まで、第三百
五十六条第一項、第三百五十七条第一項、第三百六十条第一項
及び第三百六十一条第一項の規定を準用する場合におけるこれ
らの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------	-----------	---------

(清算相互会社の代表清算人等について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条の三 法第八十条の九第五項の規定において清算相互会社の代表清算人について会社法第三百四十九条第四項及び第三百五十一条第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十九	株式会社	清算相互会社

(清算相互会社の代表清算人等について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条の四 法第八十条の九第五項の規定において清算相互会社の代表清算人について会社法第三百四十九条第四項及び第三百五十一条第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三百五十三 条から第三百 五十五条まで 、第三百五十 六条第一項各 号、第三百五 十七条第一項 、第三百六十 条第一項及び 第三百六十一 条第一項	株式会社	清算相互会社
--	------	--------

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十九	株式会社	清算相互会社

条第四項及び 第三百五十一 条第三項		
--------------------------	--	--

2 法第八十条の九第五項の規定において民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算相互会社の清算人又は代表清算人の職務を代行する者について会社法第三百五十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十二 条	株式会社	清算相互会社

3 法第八十条の九第五項の規定において清算相互会社の一時代表清算人の職務を行うべき者について会社法第九百三十七条第一項（第二号ロ及びハに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七	次条第二項第一号	保険業法第八十四

条第四項及び 第三百五十一 条第三項		
--------------------------	--	--

2 法第八十条の九第五項の規定において民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算相互会社の清算人又は代表清算人の職務を代行する者について会社法第三百五十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十二 条	株式会社	清算相互会社

3 法第八十条の九第五項の規定において清算相互会社の一時代表清算人の職務を行うべき者について会社法第九百三十七条第一項（第二号ロ及びハに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七	次条第二項第一号	保険業法第八十四

条第一項第二号ロ		条において準用する次条第二項第一号
第九百三十七 条第一項第二 号ハ	次条第二項第二号	保険業法第八十四 条において準用する 次条第二項第二号

(清算人会設置相互会社について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条の四 法第八十条の十四第九項の規定において清算人会設置相互会社について会社法第三百六十四条及び第三百六十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百六十四条	取締役会は	清算人会は
第三百六十五 条第一項	「取締役会	「清算人会
第三百六十五 条第二項	取締役は 取締役に	清算人は 清算人に

条第一項第二号ロ		条において準用する次条第二項第一号
第九百三十七 条第一項第二 号ハ	次条第二項第二号	保険業法第八十四 条において準用する 次条第二項第二号

(清算人会設置相互会社について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条の五 法第八十条の十四第九項の規定において清算人会設置相互会社について会社法第三百六十四条及び第三百六十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百六十四条	取締役会は	清算人会は
第三百六十五 条第一項	「取締役会	「清算人会
第三百六十五 条第二項	取締役は 取締役に	清算人は 清算人に

(清算人会設置相互会社の清算人会の運営について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条の五 法第八十条の十五の規定において清算人会設置相互会社の清算人会の運営について会社法第三百六十六条、第三百六十八条、第三百六十九条第一項から第三項まで及び第五項、第三百七十条、第三百七十一条第四項及び第六項並びに第三百七十二条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第三百六十六条第一項 第三百六十六条第二項 第三百六十六条第三項 第三百六十八条第一項	取締役が 取締役を 取締役() 取締役は 取締役は 取締役は 各取締役(監査役設置会社)あつては、各取締役及び各監査役)
第三百六十六条第一項 第三百六十六条第二項 第三百六十六条第三項 第三百六十八条第一項	清算人が 清算人を 清算人() 清算人は 清算人は 清算人は 各清算人及び各監査役	清算人及び監査役

(清算人会設置相互会社の清算人会の運営について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条の六 法第八十条の十五の規定において清算人会設置相互会社の清算人会の運営について会社法第三百六十六条、第三百六十八条、第三百六十九条第一項から第三項まで及び第五項、第三百七十条、第三百七十一条第四項及び第六項並びに第三百七十二条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第三百六十六条第一項 第三百六十六条第二項 第三百六十六条第三項 第三百六十八条第一項	取締役が 取締役を 取締役() 取締役は 取締役は 取締役は 各取締役(監査役設置会社)あつては、各取締役及び各監査役)
第三百六十六条第一項 第三百六十六条第二項 第三百六十六条第三項 第三百六十八条第一項	清算人が 清算人を 清算人() 清算人は 清算人は 清算人は 各清算人及び各監査役	清算人及び監査役

条第二項	会社にあつては、取締役及び監査役)	
第三百六十九 条第一項	取締役の	清算人の
第三百六十九 条第二項	取締役	清算人
第三百六十九 条第三項	取締役及び	清算人及び
第三百六十九 条第五項	取締役であつて	清算人であつて
第三百七十条	取締役が	清算人が
第三百七十一 条第四項	役員又は執行役	清算人又は監査役
第三百七十一 条第六項	第三項において読み替えて適用する第二項各号に掲げる請求又は第四項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の	第二項各号に掲げる請求又は第四項の請求

条第二項	会社にあつては、取締役及び監査役)	
第三百六十九 条第一項	取締役の	清算人の
第三百六十九 条第二項	取締役	清算人
第三百六十九 条第三項	取締役及び	清算人及び
第三百六十九 条第五項	取締役であつて	清算人であつて
第三百七十条	取締役が	清算人が
第三百七十一 条第四項	役員又は執行役	清算人又は監査役
第三百七十一 条第六項	第三項において読み替えて適用する第二項各号に掲げる請求又は第四項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の	第二項各号に掲げる請求又は第四項の請求

第三百七十二 条第一項	取締役、会計参与、 監査役又は会計監査 人が取締役（監査役 設置会社にあつては 、取締役及び監査役	請求	第三項において読み 替えて適用する第二 項の許可	第二項の許可
		清算人又は監査役が 清算人及び監査役		

（清算相互会社について準用する会社法の規定の読替え）

第十八条の六 法第八十条の十七の規定において清算相互会社
について会社法第四百九十六条第一項の規定を準用する場合に
おける当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする
。

読み替える会 社法の規定 第四百九十六 条第一項	読み替えられる字句 第三百十九條第一 項	読み替える字句 保険業法第四十一條 第一項において準用 する第三百十九條第
-----------------------------------	----------------------------	--

第三百七十二 条第一項	取締役、会計参与、 監査役又は会計監査 人が取締役（監査役 設置会社にあつては 、取締役及び監査役	請求	第三項において読み 替えて適用する第二 項の許可	第二項の許可
		清算人又は監査役が 清算人及び監査役		

（清算相互会社について準用する会社法の規定の読替え）

第十八条の七 法第八十条の十七の規定において清算相互会社
について会社法第四百九十六条第一項の規定を準用する場合に
おける当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする
。

読み替える会 社法の規定 第四百九十六 条第一項	読み替えられる字句 第三百十九條第一 項	読み替える字句 保険業法第四十一條 第一項において準用 する第三百十九條第
-----------------------------------	----------------------------	--

	一 項
--	-----

(相互会社の清算に関する登記について準用する会社法等の規定の読替え)

第十八条の七 法第八十三條第二項の規定において相互会社の清算に関する登記について会社法第九百二十八條第一項及び第三項並びに第九百二十九條(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百二十八條第一項	読み替えられる字句 第四百七十八條第一項第一号	読み替える字句 保險業法第八十條の四第一項第一号	第九百二十八條第三項
第九百二十九條第一号	第五百七條第三項	保險業法第八十三條第一項において準用する第五百七條第三項	

	一 項
--	-----

(相互会社の清算に関する登記について準用する会社法等の規定の読替え)

第十八条の八 法第八十三條第二項の規定において相互会社の清算に関する登記について会社法第九百二十八條第一項及び第三項並びに第九百二十九條(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百二十八條第一項	読み替えられる字句 第四百七十八條第一項第一号	読み替える字句 保險業法第八十條の四第一項第一号	第九百二十八條第三項
第九百二十九條第一号	第五百七條第三項	保險業法第八十三條第一項において準用する第五百七條第三項	

2 法第八十三條第二項の規定において相互会社の清算に関する登記について商業登記法第七十三條第二項及び第三項、第七十四條第一項並びに第七十五條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十三條第二項	会社法第四百七十八條第一項第二号又は第三号	保険業法第八十條の四第一項第二号又は第三号
第七十三條第三項及び第七十四條第一項	裁判所	内閣総理大臣又は裁判所
第七十五條	会社法第五百七條第三項	保険業法第八十三條第一項において準用する会社法第五百七條第三項

(清算相互会社について準用する会社法の規定の読替え)
 第十八條の八 法第八十四條の規定において清算相互会社につ

2 法第八十三條第二項の規定において相互会社の清算に関する登記について商業登記法第七十三條第二項及び第三項、第七十四條第一項並びに第七十五條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十三條第二項	会社法第四百七十八條第一項第二号又は第三号	保険業法第八十條の四第一項第二号又は第三号
第七十三條第三項及び第七十四條第一項	裁判所	内閣総理大臣又は裁判所
第七十五條	会社法第五百七條第三項	保険業法第八十三條第一項において準用する会社法第五百七條第三項

(清算相互会社について準用する会社法の規定の読替え)
 第十八條の九 法第八十四條の規定において清算相互会社につ

いて会社法第五百二十一条、第五百二十二条第二項、第五百三十六
 十六条第三項、第五百四十二条第一項及び第九百三十八条第二
 項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読
 替へは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五百二十一 条	第四百九十二条第三 項	保険業法第八十条 の十七において準用 する第四百九十二条 第三項
第五百二十二 条第二項	この法律	保険業法、この法 律
第五百三十六 条第三項	の規定	(第一項第四号を除 く。)の規定
第五百四十二 条第一項	第四百二十三条第一 項に規定する役員 等	保険業法第五十三 条の三十三第一項に規 定する役員等
第九百三十八 条第二項第一 号	第四百七十九条第四 項において準用する 第三百四十六条第二 項又は第四百八十三	保険業法第八十条 の五第四項において 準用する同法第五 十条の十二第二項又

いて会社法第五百二十一条、第五百二十二条第二項、第五百三
 十六条第三項、第五百四十二条第一項及び第九百三十八条第二
 項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読
 替へは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五百二十一 条	第四百九十二条第三 項	保険業法第八十条 の十七において準用 する第四百九十二条 第三項
第五百二十二 条第二項	この法律	保険業法、この法 律
第五百三十六 条第三項	の規定	(第一項第四号を除 く。)の規定
第五百四十二 条第一項	第四百二十三条第一 項に規定する役員 等	保険業法第五十三 条の三十三第一項に規 定する役員等
第九百三十八 条第二項第一 号	第四百七十九条第四 項において準用する 第三百四十六条第二 項又は第四百八十三	保険業法第八十条 の五第四項において 準用する同法第五 十条の十二第二項又

条第六項において準
用する第三百五十一
条第二項

は同法第百八十条の
九第五項において準
用する第三百五十一
条第二項

条第六項において準
用する第三百五十一
条第二項

は同法第百八十条の
九第五項において準
用する第三百五十一
条第二項